

お客様各位

反社会的勢力の排除条項導入に伴うお知らせ

当組合では、平成19年6月に政府から公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを強化しています。平成20年9月の信用組合取引約定書や金銭消費貸借証書等の融資関係書類への「反社会的勢力の排除条項」の追加に加え、平成22年1月より当座預金、普通預金をはじめとする各種預金取引規定等並びに貸金庫規定にも同様に「反社会的勢力の排除条項」を導入いたしました。

今回、新たに「反社会的勢力の排除条項」を導入および改訂する預金関連の各種規定は下記のとおりとなります。

「反社会的勢力の排除条項」とは、新規取引のお申し込み時等に、お客様ご本人または保証人様が反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただき、仮にお客様ご本人または保証人様が反社会的勢力であることが判明した場合等には、当組合の判断によりお取引を解消させていただくことができることを定めた条項です。

なお、本表明・確約をいただかない場合は、お取引をお断りさせていただくこととなりますので何卒ご承知おき願います。

当組合では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 改訂内容

下記の預金関連の各種規定に反社会的勢力の排除条項を導入します。

- ・ お客様が反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当組合の判断により取引の停止または契約の解除ができることを定めた条項です。
(改訂後の新規定は、改訂前よりお取引き頂いているお客様にも適用されます。)
- ・ 各種お取引の申込の際に、お客様が反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくこととしました。

2. 新たに導入した預金関連の各種規定

- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 通知預金規定
- ・ ますしん定期性総合口座取引規定
- ・ 自由金利型定期預金規定
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金（M型）規定
- ・ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定
- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自動継続期日指定定期預金規定
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 自動継続変動金利定期預金規定
- ・ 財産形成期日指定定期預金規定

- ・ 財産形成住宅預金規定
- ・ 財産形成年金預金規定
- ・ 定期積金規定
- ・ 金利優遇型定期積金規定

3. 改訂する預金関連の各種規定

- ・ 当座預金規定
- ・ 当座預金規定（専用約束手形口用）
- ・ 普通預金規定
- ・ 無利息型普通預金規定
- ・ 貸金庫規定

4. 預金関連の各種規定の反社会的勢力の排除条項

お客様が、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為